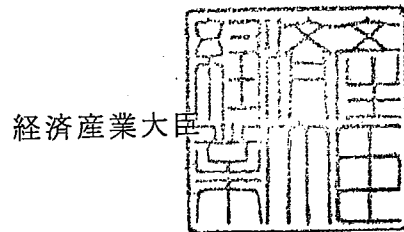


第 30 回原子力委員会  
資料第 2・1 号

経済産業省

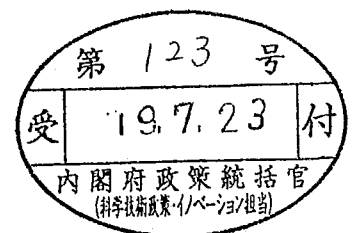
平成18・12・20原第7号  
平成19年7月23日

原子力委員会委員長 殿



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社 取締役社長 市田 行則から平成18年12月20日付け総室発第248号（平成19年7月9日付け総室発第27号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉施設に関し、以下のとおりである。

- ・ 第6給水加熱器の取替えに伴い、取り外した第6給水加熱器等を保管する必要があるため、給水加熱器保管庫を設置する。
- ・ 淡水源を久慈川の水から県央広域工業用水へ切り替える。これに伴い、最新の記載形式に合わせて当該記載を削除する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄

物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を  
変更するものではないこと  
から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認め  
られる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約3億円であり、自己資金及び借入  
金により調達する計画としている。

日本原子力発電株式会社における総工事資金の調達実績から、資金調達は可能と判断  
した。

このことから、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎が  
あると認められる。